

津市斎場 いくしみの杜
利用規約

PFI 津市斎場株式会社
禁無断転載・複写

令和2年4月1日（改訂）

津市斎場 いくしみの杜 利用規約

「津市斎場 いくしみの杜」は、故人と遺族の最後の別れの場として、利用者の心情に配慮した運営を行うこととされています。

当施設のご利用にあたっては、本規約を遵守し、秩序の維持にご協力いただくことが求められます。

円滑な運営へのご協力をお願いいたします。

1. 利用資格について

利用上の制限は特にありません。どなたでもご利用いただけますが、津市居住者と津市以外の居住者では使用料が異なります。

2. 休場日・利用時間・受付時間について

(1) 休場日

火葬場 1月1日及び市が別に定める日

葬儀式場 1月1日及び市が別に定める日（休場日の前日の午後4時からの式場の貸し出しはいたしません）

(2) 利用時間

火葬場 午前9時～午後6時（受付は午後5時半までにお越しくください）

葬儀式場 午前9時～午後9時

※お通夜・告別式をされる場合は、午後4時から翌日午後3時までの貸し出し、告別式のみの場合は、午前9時から午後3時までの貸し出しとします。

※通夜の際には遺族は滞在可能です。（葬儀式場および遺族室）各室の利用時間は、準備・片づけを含めたものですのでご注意ください。

なお、霊柩車については当施設では受付業務のみを行っています。

(3) 問い合わせ・受付時間

①問い合わせ 午前9時～午後9時（休場日の前日は、午後7時まで）

（Tel 059-213-9995）

②受付 書類手続・使用料支払 午前9時～午後6時（手続きがございしますので、午後5時半までに事務室受付にお越しくください）

3. 利用予約について

施設の空き状況は、いくしみの杜ホームページで24時間どなたでもご確認いただけます。

ホームページアドレス (<http://www.itsukushiminomori.jp/>)

1) 個人での予約

(1) 火葬、式場、及び霊柩車利用にあたっては、あらかじめ当施設に電話（または事務室受付にて直接）にて予約するとともに、市役所本庁、各総合支所及び各出張所に死亡届を提出し、「火葬許可証」を取得してください。

予約電話 (Tel 0 5 9 - 2 1 3 - 9 9 9 5)

問い合わせ時間 午前9時～午後9時（休場日の前日は、午後7時まで）

(2) 電話予約が完了しましたら、ご利用者様が FAX による書類の送受信が可能かどうかで手続きが異なりますので、それぞれ次の通り手続きを行ってください。

① FAX での書類の送受信が可能な場合

・ FAX にて「予約確認書」を送信しますので、記載内容を確認し、（追加・変更・修正が必要な場合には訂正の上）遅くとも火葬前日午後4時までに FAX にて送信してください。

FAX 番号 (0 5 9 - 2 2 3 - 3 8 8 0)

・ 津市以外で火葬許可申請をされた場合「火葬許可証」につきましては、円滑な事務処理のため取得後（遅くとも火葬前日午後4時まで）速やかに FAX にて送信してください。

FAX 番号 (0 5 9 - 2 2 3 - 3 8 8 0)

・ 「予約確認書」及び「火葬許可証」の原本は、火葬当日に必ずご持参ください。

※火葬許可証の原本の提出がございませんと火葬が出来ません。

② FAX での送受信が困難な場合

・ 火葬前日午後4時までに、当施設事務室受付にて「予約確認書」に必要事項の記入および記載内容の確認をしてください。また、その際には「火葬許可証」もご持参ください。

(3) 予約時間の変更やキャンセルは早めにご連絡ください。直前の変更やキャンセルは他の利用者の迷惑となりますので、仮予約、不確定な予約は、受付できません。

(4) 死産児の火葬については、市役所本庁、各総合支所及び各出張所にて火葬許可の申請手続き（死産届）を行っていただき、当施設に電話にて予約をして下さい。

(5) 産汚物、人体の一部等については、あらかじめ電話にて予約をした上で、お持ち込みください。

予約電話 (Tel 0 5 9 - 2 1 3 - 9 9 9 5)

受付時間 火葬日前日の午後4時まで

(6)動物の火葬については、事前の予約は必要ありません。直接、動物火葬受付（施設西側）にお越しください。

- ・動物火葬受付 午前9時～午後5時半（手続きがございましたので、午後5時半までに動物火葬受付にお越しください）
 - ・動物火葬については、火葬時間等をご指定いただくことはできません。（動物炉利用者室で最後のお別れをしていただくことは可能です。）
 - ・動物火葬については、遺骨のお持ち帰りに関するご希望がある場合は必ず事前に動物火葬受付にてご相談ください。お持ち帰り用の容器は施設内でも、お買い求めいただくことができます。
 - ・犬を火葬する場合、別途、飼い犬の死亡届出の手続きもお願いいたします。
- ※動物とは、犬、猫等の愛玩動物をいう。

(7)霊柩車の予約については、霊柩車の予約は火葬と併せて行うことができます。

- ・利用の有無及び霊柩車の種類、出棺時間および出棺場所をご指定ください。（霊柩車の使用は、本市の区域内の運行に限るものとする）なお、行き先は当施設以外をご指定いただくことはできません。

2) 葬祭事業者専用予約

葬祭事業者による予約には、事前の登録が必要です。

登録を受けた事業者にはIDが発行されます。本規約を遵守しない事業者等、円滑な斎場運営に支障を来す恐れがある事業者については、施設管理者が登録を認めない、あるいは登録を取り消すことがあります。（別途、事業者を対象とした利用細則を定めています）

(1)火葬利用及び式場利用は、あらかじめ次の方法で予約をしてください。

※予約の受付は24時間可能ですが、翌日火葬予約は当日午後4時までです。午後4時以降の予約は翌々日となります。

※当葬儀場で通夜をされる場合は、遅くとも、通夜当日の昼12時までに予約確認書のFAXと市役所にて火葬許可の申請をお願いします。

①インターネット予約 24時間 (<http://www.itsukushiminomori.jp/yoyaku/>)

予約が完了しましたら、「予約確認書」をFAXにて送信しますので、必要事項の記入および記載内容を確認し、（追加・変更・修正が必要な場合には訂正の上）遅くとも火葬前日午後4時までにFAXにて返信してください。また、「予約確認書」原本は火

葬当日必ず持参してください。

FAX 番号（059-223-3880）

②自動音声ガイダンス予約 24時間（Tel059-213-9993）

ア)予約（利用時間枠取得）が完了しましたら、予約番号が発行されます。

イ)予約項目入力後、「予約確認書」をFAXにて送信しますので、記載内容を確認し、（追加・変更・修正が必要な場合には訂正の上）遅くとも火葬前日午後4時までにFAXにて返信してください。また、「予約確認書」原本は火葬当日に必ず持参してください。

FAX 番号（059-223-3880）

(2) 津市以外で火葬許可申請をされた場合「火葬許可証」につきましては、円滑な事務処理のため、取得後速やかに（遅くとも火葬前日午後4時までに）当施設事務室へFAXにて送信して下さい。

(3) 火葬当日、必ず火葬許可証の原本を持参してください。

※火葬許可証の原本の提出がございませんと火葬が出来ません。

(4) 予約時間の変更やキャンセルは早めに連絡してください。直前の変更やキャンセルは他の利用者の迷惑となりますので、不確定な予約は受付できません。

(5) 死産児の火葬については、市役所本庁、各総合支所及び各出張所にて火葬許可の申請手続き（死産届）を行っていただき、当施設に予約をして下さい。

4. 予約確認書・火葬許可申請について

火葬前日の午後4時までに、「予約確認書」が当施設事務室に未着の場合、また、市役所にて「火葬許可申請」の手続きが完了していない場合には、予約のキャンセルとさせていただきます。

5. 使用申請手続き・使用料支払いについて

(1) 当施設到着後、速やかに事務室受付に「予約確認書」「火葬許可証」を提出し、使用料をお支払ください。

(2) 手続き完了後、「施設使用許可証」「領収証」「受付完了票」を受領してください。

6. 利用上のご注意

(1) 秩序維持のため、当施設では次の行為はできません。

①施設管理者から許可を受けない、物品の売買・レンタルおよびサービスの提供を含

(4)以下の事項への配慮をお願いします。

- ①斎場周辺住民が、斎場の存在を強く意識することに繋がる行為は出来るだけ避けるように配慮してください。特に、敷地内への宮型霊柩車の乗り入れは出来るだけご遠慮ください。
- ②待合ロビーは、不特定多数の葬家が利用される場所です。大声での会話や長時間にわたる利用はご遠慮ください。

7. 柩について

- (1)ご遺体は必ず、柩にお納めください。なお、柩は施設内でも取り扱っています。
- (2)棺の大きさは、下記範囲内としてください。

標準炉 高さ 50cm 以内、幅 60cm 以内、長さ 200cm 以内

大型炉 高さ 65 cm以内、幅 70 cm以内、長さ 230 cm以内

※大型炉をご利用希望の方は 14：30 火葬で予約をお願い致します。

8. 副葬品について

- (1)ご遺骨への影響、公害、火葬炉の損傷、不完全燃焼の原因となりますので、下記の副葬品は、柩の中へ入れないでください。また、副葬品の削減にご協力ください。

- ①ご遺骨への影響または公害（ばい煙、有毒ガス、悪臭）の発生源となるものの例
ビニール・プラスチック製品（ハンドバッグ、靴、玩具等）

化学合成繊維製品（衣類、寝具、敷物等）

発泡スチロール製品（枕、緩衝剤、パッキング等）

その他（小銭、CD、ゴルフボール等）

- ②不完全燃焼（火葬の妨げ）の原因となるものの例

果物（スイカ、メロンなど大きな果物類）

書籍（辞書、アルバムなど厚みのある書籍類）

大型繊維製品（寝具、大きなぬいぐるみ等）

ドライアイス

- ③火葬炉設備の故障の原因となるものの例

スプレー缶、電池類、金属製品

カーボン製品等（つりざお、ゴルフクラブ、ラケット等）

- ④燃えない物の例

時計、カメラ、陶磁器、ゴルフクラブ等

- ⑤その他危険なもの

ガラス製品（眼鏡、ビン、食器等）

その他、燃焼に伴い危険なもの

(2) ペースメーカー等体内装置医療品は、炉内で爆発する恐れがありますので、必ず事前に申し出てください。

9. 火葬のながれについて

火葬の利用は、お別れ・火葬・収骨の流れで行われます。

- ・予約時間（火葬時刻）を厳守してください。遅れますと、その時間帯に火葬が出来なくなることがあります。
- ・予約時間（火葬時刻）の10分前に柩を火葬炉に収めさせていただきます。
- ・着柩の時間によっては、お供の車の到着が遅れている場合におきましても、葬家のご了解を得た上で、柩を火葬炉に納めさせて頂く場合があります。
- ・「火葬許可証」原本を提出いただけない場合は、火葬ができませんので、ご注意ください。

(1) 着柩

- ① 当施設到着後、速やかに事務室受付に「予約確認書」「火葬許可証」の原本を提出し、使用料をお支払ください。
- ② 「施設使用許可書」「領収証」「受付完了票」を受領してください。
- ③ エントランスホールにて、ご葬家・参列者の葬列が整い次第、「告別ホール（お別れ室）」にご案内します。

(2) お別れ

- ① 告別ホール（お別れ室）にて、最後のお別れをしていただきます。
- ② お別れが終わりましたら、柩を火葬炉前室に納めさせていただきます。
- ③ 原則、ローソク及び線香の使用はできませんので、電池式ローソク、抹香及び香炭を使用してください。
- ④ 入炉後に、待合室・待合ロビーに移動していただきます。

(3) 火葬

この間、待合室・待合ロビーにてお待ちいただきます。

(4) 収骨

- ① 火葬が終了しましたら、ご葬家・参列者の皆様に「告別ホール（お別れ室）」にご案内し、収骨していただきます。待合室・待合ロビーにお忘れ物のないようご注意ください。収骨後は待合室にお戻りになれません。
- ② 火葬終了後、受付にて受付完了票と引き換えに執行済印の押印された「火葬済証兼埋火葬許可証」を受領してください。（この許可証は、墓地等への納骨時に必要とな

ります。)

③遺骨のお引き取りを辞退される場合は、「遺骨引き取り辞退意思確認書」を提出していただく必要がありますので、印鑑をご持参ください。

10. 待合室について

- (1) 使用予約は、火葬予約と同時に行ってください。
- (2) 一葬家に付き待合室1室を無料でご使用いただけます。2室使用をご希望の方は、予約の際にご相談ください。(予約の状況により2室を使用出来ない場合がございます)
- (3) 待合室1室の収容人員は25名です。
- (4) 禁煙になっておりますので、喫煙は所定の喫煙所をお願い致します。
- (5) 室内に自動給茶機を設置しておりますので、セルフサービスにてご利用ください。
- (6) 予め許可を得ていない飲食物の持ち込みはできません。
- (7) 使用後は、テーブルや床に食べこぼし、汚れ等が無いことを確認してください。また、備品は、使用前の状態に戻してください。
- (8) 退出前には、必ず、忘れ物が無いよう確認してください。

11. 待合ロビーについて

- (1) 施設利用者の皆様が無料で使用できます。予約は必要ありません。
- (2) 禁煙になっておりますので、喫煙は所定の喫煙所をお願い致します。
- (3) 自動給茶器を設置しておりますので、セルフサービスにてご利用ください。
- (4) 食事は出来ません。
- (5) 退出前には、必ず忘れ物が無いよう確認してください。

12. 葬儀式場について

(1) ご利用について

当施設における火葬を伴うご利用のみが可能です。(火葬を伴わない式場だけのご利用はできません)

(2) 予約等

- ① 使用予約は、火葬予約と同時に行ってください。
- ② 祭壇準備を始める前に、受付手続きを済ませてください。
- ③ 宗教や宗派による利用制限はありません。
- ④ 2件の葬儀を同時時間帯に行うことがありますので、他の利用者に迷惑のかかる行為はご遠慮下さい。
- ⑤ 津市が設置する公の施設からの暴力団排除措置要領に基づき暴力団の活動に資する利用はできません。

(3) 葬儀式場

- ①受付で使用申請手続きを済ませ、使用してください。
- ②常設祭壇のセッティング及び使用後の原状復帰をしてください。
- ③常設祭壇を使用せず独自に祭壇を持ち込むことも可能ですが、事前に受付に申し出て確認、立会いを得てください。
- ④ローソク・線香は、式場での棺前のみ使用可能です。その他の場所ではローソク及び線香の使用はできませんので、電池式ローソク、抹香及び香炭を使用してください。
- ⑤移動した椅子、テーブルは使用前の状態に戻してください。
- ⑥コインロッカーを設置してありますが、盗難、紛失等の責任は負いかねますので、貴重品等の扱いにつきましては、十分ご注意ください。
- ⑦片付後のゴミ等は、お持ち帰りください。
- ⑧退出前には、忘れものの無いよう式場及び使用された場所を確認してください。
- ⑨使用後は、施設担当職員の立会い確認を受けてください。

(4) 遺族控室

- ①通夜時にご遺族等が柩に付添する場合、利用できます。
- ②開式前の控室として使用できます。また、通夜時の飲食（通夜振舞い）にもご利用いただけます。ただし、予め許可を得ていない飲食物の持込みはできません。
- ③テレビ、冷蔵庫、湯呑み、ポット、急須は備え付けてありますが、タオル、洗面用具は各自ご用意ください（売店にて販売しています）。寝具類のレンタルを希望される場合は、必ず売店または受付を通して行ってください。予め許可を得ていない寝具を持ちこむことはできません。
- ④火の元には、十分ご注意願います。ローソク及び線香の使用はできませんので、電池式ローソク、抹香及び香炭を使用してください。
- ⑤施設内は禁煙です。
- ⑥盗難、紛失等の責任は負いかねますので、貴重品等の扱いにつきましては、十分ご注意ください。
- ⑦使用した備品は、使用前の状態に戻してください。
- ⑧施設の門扉は通夜終了後に施錠し、翌朝午前9時に開錠します。緊急時は非常呼出通報用の電話機により警備会社へ通報してください。

13. 霊安室について

ご遺体を火葬等を行うまで霊安室保冷庫でお預かりすることが可能です。納棺の上、お越しく下さい。

(1) 予約等

- ① 霊安室をホームページ上でご予約いただくことはできません。
直接、窓口までお問合せください。
- ② 霊安室の利用は、当施設で火葬を行うことが条件となります。
- ③ 霊安室保冷庫に収める前に、当施設事務室受付にて使用申請手続きを済ませてください。

(2) 利用上のご注意

- ① 柩の大きさは、高さ 65cm 以内、幅 70cm 以内、長さ 230cm 以内です。
- ② 柩は液体漏れ、臭気漏れのないように措置をしてください。
- ③ お預かり受入れ及び面会の際には、事前に到着時間、面会時間を連絡してください。
また、いずれの場合もご遺族等の立会いが必要となります。
- ④ 柩のお預かり受入れは、午前 9 時から午後 5 時半までです。
- ⑤ お預かりしているご遺体の面会は午前 9 時から午後 6 時までです。面会の際は必ず事務室受付にて手続きして下さい。
- ⑥ ドライアイスは火葬時間の遅れや公害の原因となりますので、出棺前に取り除いてください。

14. 駐車場について

- (1) 中型バス及び大型バスは、専用駐車場を使用してください。
- (2) 駐車場内では徐行してください。
- (3) アイドリングストップにご協力ください。
- (4) 近隣のご迷惑になりますので、駐車場内では大声、騒音等を発しないようにしてください。
- (5) 場内での事故等につきましては、各人の責任で対応していただきます。当施設では、責任を負いかねますので、事故等のないよう十分注意してください。
- (6) 駐車台数に限りがありますので、相乗り等により来場車両の削減にご協力ください。

15. その他

- (1) 盲導犬、補助犬及び聴導犬は全館で同伴いただけます。
- (2) お心づけは一切お受け取りができません。
- (3) 2 か所以上の墓に埋葬する、分骨（遺骨分け）する場合は、受付へお申し出ください。
証明書を発行しますので、印鑑をご持参ください。
- (4) 以下の物品等についても、当施設売店で取り扱っていますのでご利用ください。
柩、骨壺、生花、果物籠等の供物

16. 当施設の管理について

当施設の管理者は、津市斎場の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則にて定められた指定管理者である、PFI 津市斎場株式会社です。

当施設の管理・運営、および当利用規約の解釈・運用は、津市と PFI 津市斎場株式会社との間の契約「津市新斎場整備運営事業 事業契約書（平成25年3月28日締結）」の定めに基づき、PFI 津市斎場株式会社の責任と権限において行います。

附則

この規約は平成27年1月1日から施行する。

令和2年4月1日 改訂

使用料等について

種別	単位		市内居住者	市外居住者
火葬炉	遺体	大人（12歳以上の者） 1体につき	3,000	60,000
		小人（12歳未満の者） 1体につき	2,500	50,000
	死産児 1体につき	1,900	30,000	
	産汚物（人体の一部を含む。） 1個につき	500	12,000	
動物炉	30キログラム以上の動物 1体につき	2,090	20,950	
	30キログラム未満の動物 1体につき	1,460	14,660	
霊安室	1体24時間につき （24時間に満たない時間は、24時間とみなす。）	3,140	10,470	
待合室	2室以上使用する場合における2室目以降 1室1回につき （1室のみ使用する場合は、無料とする。）	3,140	9,420	
葬儀式場	通夜から告別式まで 1室1回につき （午後4時から翌日の午後3時まで）	83,800	251,420	
	通夜のみ 1室1回につき （午後4時から翌日の午前9時まで）	52,380	157,140	
	告別式のみ 1室1回につき （午前9時から午後3時まで）	31,420	94,280	
霊柩自動車	特別車 1回につき	18,850	18,850	
	普通車 1回につき	9,420	12,570	
<p>[備考]</p> <p>1 市内居住者に係る使用料は、遺体にあつては死亡者が死亡時において、死産児にあつては当該死産児の父又は母が死産時において、産汚物（人体の一部を含む。）及び動物にあつては使用者が使用時において、本市の住民基本台帳に記録されている場合又は生活保護法の規定により保護を受けている場合に適用するものとし、その他の場合は市外居住者に係る使用料を適用するものとする。</p> <p>2 霊柩自動車の使用は、本市の区域内の運行に限るものとする。</p> <p>3 動物とは、犬、猫等の愛玩動物をいう。</p>				

※津市斎場の設置及び管理に関する条例 別表（第15条関係）より抜粋